

下 総 第 1 1 2 3 号  
令和4年(2022年)8月29日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年5月10日付け監査報告第9号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

福祉部長寿支援課  
福祉部障害者支援課  
福祉部保険年金課

福祉部長寿支援課について

[指摘事項]

- (1) 下関市満珠荘の管理運営に関する業務において、指定管理者が報告した令和元年度の収支決算は、支出の項目で指定管理業務と自主事業の経費を混同し、収支を計上していた。指定管理業務と自主事業の経費を区別して収支を計上し、指定管理業務に係る経費を明確にするよう、指定管理者を指導するとともに、所管課はチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

下関市満珠荘の収支決算について、指定管理業務と自主事業の経費を区分した収支決算書を作成するよう指定管理者を指導し、指定管理者から提出された令和2年度収支決算書に指定管理業務及び自主事業の欄が設けられ、両者の経費が区分して計上されていることを確認した。

また、令和3年度からは、指定管理者から毎月提出される運営状況チェックシートに指定管理業務及び自主事業の欄を設け、両者の経費を区分して計上することによって、指定管理業務に係る経費を明確にし、運営状況の確認を行っている。

[指摘事項]

- (2) 川中老人憩の家指定管理業務において、基本協定書第47条に基づく連絡調整会議の設置及び開催を確認できなかった。適正に実施されたい。

(改善措置状況)

指定管理者との情報交換及び業務の調整を図る連絡調整会議を令和3年度から設置し、第1回目の会議を令和3年7月6日に開催した。

[指摘事項]

- (3) 市は、下関市満珠荘の指定管理者が指定管理業務とは別に自主事業として売店を運営するにあたって、売店の設置に対して下関市満珠荘の管理に関する条例第6条第1項による占用の許可を行い、設置に係る使用料を全額免除しているが、占用許可の運用が不相当であり、また、使用料を免除した判断が適当か疑義があった。

所管課は、占用許可及び使用料免除に係る伺書において、使用料を免除する理由として、「売店スペースは、宿舍の設置目的を効果的に達成するため、本市の依頼により設置したものであり、これを運営することによって、当該

施設の利用促進と市民サービスの向上が図られ、利用料金制に適した施設の管理運営が適切に行われることが見込まれるため。」と記載している。

下関市満珠荘の施設の占有は、申請や許可という手続を要するとしても、広く一般に門戸が開かれている。したがって、たとえ市が売店の設置を希望していたとしても、特定の者に対して占有を依頼することは不公平であり、施設の管理方法として不相当である。占有許可の運用を適正に行われたい。

占有に係る使用料を免除したことについては、前述のとおり占有を依頼することは不相当であり、これを使用料を免除する理由とするのは適当でない。また、免除の理由として記載されているその他の内容は、不相当と認定はできないものの、占有の目的（営利活動に該当する売店の運営をすること）、条例の規定（営利を目的とする場合は割増しの使用料を徴収すること）、他の公の施設との比較（指定管理者が自主事業を行う場合は施設使用料を徴収する例が多いこと）などから、使用料を免除したことは妥当か疑義がある。関係課と協議し、使用料を免除することの妥当性を検証されたい。

（改善措置状況）

令和4年度以降の管理運営方法について関係課と協議を行った結果、指定管理者が自主事業を行う場合、本市の類似施設においては使用料を徴収していることから、令和4年度からの次期指定管理期間においては、売店設置の使用料を免除せず、徴収することを方針として定めた（令和3年5月31日甲決裁）。

令和4年5月25日、指定管理者より4月分の建物使用料及び営利目的占有使用料を徴収した。

福祉部障害者支援課について

〔指摘事項〕

(1) 重度心身障害者医療費返還金の未収に係る債権管理において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 督促状は当該債権の履行期限後20日以内に発送しなければならないが、発送が遅延していた。また、督促状で指定する納期限は、督促状を発送する日から起算して10日を経過した日としなければならないが、当該規定の期日より早い日又は遅い日を納期限にしているものがあつた。

（改善措置状況）

令和3年4月分から、督促状を発送する日から起算して10日を経過した日を督促状で指定する納期限とし、また、督促状を当該債権の履行期限後20日以内に発送することとし、具体的な日付を個々の伺文に明記することにより、督促状履行期限及び納期限を遵守することとした。

イ 債務者が市に提出し承認を受けた「債務承認及び分割納付誓約書」には、分割納付の履行中も元金に対して遅延損害金が発生する旨が明記されているが、当該未納金が完納された後も遅延損害金の計算がなされていない

った。

(改善措置状況)

指摘を受けた遅延損害金について、金額を計算の上、令和4年4月22日に納入通知書を発送し、令和4年4月28日に納付があった。

[指摘事項]

(2) 指定管理業務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。

ア 基本協定書第16条第1項に定める人員の配置及びその変更について、指定管理者から事前に通知を受けているが、市は書面により承諾していなかった。(該当は、下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

令和3年度から人員の配置及びその変更に係る通知に対して、書面による承諾を行っている。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

イ 基本協定書第17条第2項(又は第18条第2項)に定める本業務の一部の第三者委託に係る市の承諾について、以下の不適切な事例があった。

(ア) 事前に書面による市の承諾を受けることなく、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に再委託していたが、所管課はこれを見逃していた。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

(イ) 指定管理者は、事前に市の承諾を受けて業務の一部を第三者に委託しているが、承諾を受けた再委託先が更にその業務の一部を市に無断で他者に委託していた。指定管理者から市に提出された再委託に係る承諾申請書には同業務の一部が再々委託されることについて明記されておらず、また、所管課も把握していなかった。業務内容により再委託先が業務の一部を更に他者に委託する可能性がある場合には、所管課は事前に再々委託の予定を確認し、再々委託する予定であればその業務内容と委託先を確認したうえで、承諾する必要があった。(下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(ウ) 基本協定書第17条第4項(又は第18条第4項)に定める本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合のその契約書等の写しの市への提出について、指定管理者から契約書の写しが提出されておらず、また、市も提出を求めていなかった。(下関市こども発達センター、下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

(ア) 指摘を受けた当該業務を含めて、第三者に再委託する業務については、令和3年度から指定管理者から再委託承認申請書を提出させ、書面による承諾を行っている。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

- (イ) 令和3年度から指定管理者に再々委託の予定を確認し、再々委託する予定のある業務については、指定管理者から再々委託承認申請書を提出させ、その業務内容と委託先を確認したうえで、書面による承諾を行っている。(下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)
- (ウ) 指摘を受けて、令和2年度から指定管理者から契約書の写しを提出させている。(下関市こども発達センター、下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

ウ 基本協定書第26条第2項に、「指定管理者は指定期間の初年度の年間事業計画書を本協定締結後、速やかに提出し、甲の承認を得なければならない。」と規定されており、指定管理者はこれを提出しているが、市は書面により承認していなかった。(下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

指摘を受け、事後になったが令和2年度から書面により承認を行っている。(下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

エ 基本協定書第28条第1項(又は第30条第1項)に定める市による本業務の実施及び経理の状況等の点検及び評価について、以下の不適切な事例があった。

- (ア) 指定管理者が提出した業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)
- (イ) 市はモニタリングチェックシートを作成することなく、指定管理者が提出した業務報告書に添付されている指定管理者が行った自己評価チェックシートの確認をもってモニタリングに代えていた。(下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

- (ア) これまでは、年度終了後に指定管理者が提出する事業報告書の確認においてのみ、モニタリングチェックシートによる確認を行っていたため、指摘を受けて、令和3年度からは、各月終了後に指定管理者が提出する業務報告書の確認においても、モニタリングチェックシートを作成し、確認を行うようにした。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)
- (イ) 事業報告書については令和2年度分から、業務報告書については令和3年4月分から、モニタリングチェックシートを作成し、確認を行うようにした。(下関市障害者スポーツセンター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

オ 基本協定書第28条第4項に定める指定管理者が行うアンケートについて、アンケートは実施しているものの、利用者アンケート等実施手順等を定めていなかった。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

指定管理者が行うアンケートの実施手順については、「児童発達支援ガイドラインおよび放課後等デイサービスガイドラインに基づく保護者アンケート実施要綱」という名称で定めていた。そのため、「実施要綱」を「実施手順書」に名称変更するように指定管理者に指示し、指定管理者の理事会で議決して、令和3年4月から当該実施要綱を「児童発達支援ガイドラインおよび放課後等デイサービスガイドラインに基づく保護者アンケート実施手順書」に名称変更し、アンケートを実施した。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

- カ 基本協定書第26条第1項(又は第28条第1項)に定める毎年度終了後の事業報告書の提出について、報告書に記載すべき事項の記載が漏れていた。
- (ア) 「(3)利用料金の収入実績」及び「(4)管理経費の収支状況」が記載されていなかった。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)
- (イ) 「(4)自主事業の実施状況、収入、支出状況」が記載されていなかった。(下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

指摘を受けた未記載の事項については、令和2年度の事業報告書から記載するようにした。(下関市こども発達センター、下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

キ 基本協定書第51条第2項に定める指定管理者が自主事業を実施する場合の市の承諾について、市は書面により承諾していなかった。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

指摘を受けて、令和3年度から書面による承諾を行っている。(下関市こども発達センターに係る指定管理業務)

ク 基本協定書第50条に定める市と指定管理者による運営協議会について、これを設置しておらず、会議を開催していなかった。(下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

(改善措置状況)

令和3年度から運営協議会を設置し、指定管理者からの通知を受けて会議を開催している。(下関市身体障害者福祉センターに係る指定管理業務)

福祉部保険年金課について

[指摘事項]

- (1) 下関市国民健康保険印刷及び封入封かん業務において、一部の作業が仕様書に定めたとおりに実施されていなかった。

仕様書によれば、破損、汚損等により再印刷等を行った場合は、「範囲、状況等を件数表等詳細の分かる資料に基づき、各工程責任者が、納品前までに、書面を提示し、甲（市）に報告する」としているが、提出された報告書に記載されているのは件数のみである。また、受託者が提出すべき「月間作業工程表」が提出されていない。さらに、印刷及び封入封かん作業に異常がないか確認するための抜取検査は、「確認後、検証結果を甲に書面で報告する」としているが、検査件数や検証結果が記載された書面は提出されていない。

当該業務は個人情報を取り扱うことから、情報を厳重に管理する意図をもって仕様を定めたと思料する。適正かつ厳格に履行を確認されたい。

(改善措置状況)

令和3年度から当該業務の仕様書内容について見直しを行った。個人情報の厳重な管理を担保しつつ、納品時に提出される作業報告書により、抜取検査、再印刷等を行った範囲、状況及び件数を書面で報告するように改め、令和3年4月以降月ごとの作業報告書にて実施状況の確認を行った。今後も引き続き、仕様書に基づき、業務が適正に行われているか厳格に履行を確認する。